

改定 2023年9月1日

防 災 計 画

社会福祉法人 太陽会 認定こども園OURS

第1部 総論 危機管理の基本的枠組み

目的

本計画は、認定こども園OURSにおける防災計画の基準を規定したものである。そして、日ごろから職員、保護者への防災マインドを啓発し、子どもたち、私たちの人命の安全確保に努める。具体的には、日ごろからの自然災害に対する危機管理対策と一次災害からの二次災害を防ぐために行動する。

適用範囲

認定こども園OURSに関する園児、保護者、職員において有効であり、関係機関との連携についても適用する。

《参考文章》

本計画は「学校安全計画」「消防計画」と連動して活用するものとする。自衛消防組織、対策本部など、「消防計画」に準ずる。

震災時における職員の動員体制

(1) 配備・動員計画の基本方針

原則として、全職員を対象とする。

(注) 病弱者、身体不自由な職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業取得期間に相当する職員で災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

(2) 動員の事前命令及び自動参集

ア 動員対象者は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

イ 勤務時間外においては、次のような場合は動員命令を待つまでもなく、自発的に動員先へ、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに全員が参集しなければならない。

●千葉県に震度5（弱）以上の地震が発生したとき

(3) 連絡調整係

対策本部は、職員の中からこども園へ早く到着できる順に3名を「連絡調整係」として指名する。連絡調整係は、非常災害時において、園長が参集するまでの間、市防災対策本部や保護者との連絡調整、現地での必要な対応を行う。

連絡調整係の指命は、毎年度はじめに決定する。

風水害・雷災害時の対応について

- (1) 風水害・雷災害時には「消防計画」の自衛消防組織及び対策本部をもって、人命の保安と施設管理を実施する。
- (2) 職員は、園長の指示の下、必要な業務を行うとともに、必要性がある場合は、時間外勤務においても園長の支持に従い出勤し、必要な業務に従事しなければならない。
- (3) 風水害・雷災害発生時は、被害状況の確認や避難場所開設の調整など、役場からこども園に対して、緊急連絡を取り合うため、夜間・休日でも確実に連絡ができるよう、園長の緊急連絡先については、組織内外に周知する。

《参照》

別紙3 「クライシスマネジメントフロー図」

第2部 震災対策編

1 大規模地震に係る基本的な対応

- (1) 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言への対応

平成16年1月から「東海地震に関連する情報」として、東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報が、気象庁から発表されることとなった。

これまでは、内閣総理大臣からの警戒宣言の発令を受けて、県、市町村及び防災関係機関等が一斉に事前の準備行動を行うこととされていたが、この改正により、県内においては住民の帰宅などの対応行動が強化地域の内外を問わず、広く行われることから、強化地域内のこども園においては、特に対策が必要となる。

警戒宣言が発令されると

- 電気、ガス、水道は継続して供給するが、できるだけ使用しないように呼びかける。
- ライフラインは、原則として供給し続ける。
- NTTなどの電話は、通話規制を行う可能性がある。(防災用電話は確保される)
- 鉄道は、強化地域内は最寄りの安全な駅に停車後運行停止、強化地域外からの進入禁止
- バス・タクシーは原則として運行禁止
- 道路は、強化地域内の進入を制限、避難路、緊急輸送路では、交通規制、または制限減速運転(一般20km、高速40km)
- 銀行・郵便局・劇場などは、ATMを除き原則として営業停止
- デパート・スーパーは、買い物客を外に誘導し、原則として営業停止。ただし、耐震性の確保された店は極力継続営業

- 病院は、原則として外来診療中止
 - 学校は原則閉鎖、学童は原則的に保護者に引き渡す
- ① 平常教育・保育中「東海地震に関連する情報」や「警戒宣言」が発表された場合
- ア 東海地震観測情報が発表された場合
 - ・通常教育・保育を続けるが、不十分な情報により園児に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨を放送や担任がわかりやすく説明する。
 - ・情報の内容によっては、メールシステムにて「安全に教育・保育を進めるが、可能な方からお迎えにきていただきたい」内容を一斉配信する。
 - イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合
 - ・放送により、園児と職員に周知する。不安を増長させないように、落ち着いた行動をとることを指示する。
 - ・職員は、高所に落下物が置いてないか、教育・保育室外の環境において危険物がないか確認し、あった場合にはすぐに撤去する。
 - ・メールシステムにて「警戒宣言が発令されたことにより、安全に教育・保育を進めるが、可能な方からお迎えにきていただきたい」内容を一斉配信する。
- ② お散歩、園外教育・保育等で「東海地震に関連する情報」「警戒宣言」が発表された場合
- ※現地の避難場所、広域避難場所を事前に確認しておくこと。
- ア 東海地震観測情報が発表された場合
 - ・園より直ちに引率者に連絡をとり、情報を伝える。引率者は、園児の安全確保に努めて直ちにこども園まで戻る。
 - イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び、警戒宣言が発表された場合
 - ・園より直ちに引率者に連絡をとり、情報を伝える。引率者は、事前に確認しておいた現地の避難場所で待機する。公共機関であれば、そこの指示に従う。
- ③ 登園、降園途中に警戒宣言が発令された場合
- ア ご利用者が園の敷地内にいる場合
 - ・すぐに情報を伝え、実情に応じた対応をするが、可能であるならば安全に注意して自宅に戻っていただくように呼びかける。
 - イ バス運行中の場合
 - ・バス添乗者に情報を連絡し、安全な場所に停車するように指示する。その後、乗車している園児と共にこども園に戻る。

(2) 地震発生時の対応

① 教育・保育中に地震に遭遇した場合

ア 教育・保育室で教育・保育中の場合

- ・即座に机の下にもぐらせる。頭が必ず机の下に入るようにする。
- ・避難口確保の為、入口ドアを全開にする。
- ・揺れがおさまった時点で、園児の安全を確認し、防災頭巾を着用して第一避難所へ避難する。点呼、報告をする。

イ 園庭で教育・保育中の場合

- ・即座に園庭の中央、建物等が倒壊する恐れのない場所に参集させ、身をかがめて揺れがおさまるのを待つ。
- ・揺れがおさまった時点で園児の安全を確認し、第一避難所へ避難する。

ウ お散歩、園外教育・保育等の場合

- ・戸外の場合、引率者は、瞬時に安全な場所を判断し、自分の周りの園児を参集させる。すぐに人数を確認する。公共機関であれば、そこの指示に従う。
- ・揺れがおさまったところで、あらかじめ確認しておいた避難場所へ避難、こども園と連絡をとり、その後の対応について検討する。

② 登園・降園中の場合

ア ご利用者が園の敷地内にいる場合

- ・瞬時に安全な場所を判断し、身をかがめて揺れがおさまるのを待つように呼びかける。揺れがおさまり、安全が確認されてから次の行動に移す。

イ バス運行中の場合

- ・すぐに安全な場所に停車する。その後の送迎は中止し、乗車している園児と共にこども園に戻る。

(3) 地震発生後の対応

※避難を開始するにあたっては、園児の掌握を第一に考えなければならない。けが人の有無についての確認や、身体に障害のある園児の避難確保等、園児全員を掌握し、避難を開始することが肝要である。

次のことを状況に応じて迅速に行う。

ア 園児や職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をする（応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う）

イ 必要に応じ、救急車の手配をする（救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく）

亀田総合病院

東条病院

- ウ 関係機関（鴨川市役所子ども支援課、各病院）に被害状況を報告する。報告先・報告内容については、事前に確認しておく。
- エ 「携帯メールシステム」にて、全保護者に園児の状況と避難場所にて待機していることを配信する。
- オ 園児を保護者へ引き渡す。保護者が見えるまでは、園児の安全管理に徹底して努める。必要に応じて、非常食を提供する。
- カ 自家用車でお迎えに来られる方も多いたことが予想される。事前に駐車場誘導係を決めておき対応する。また、渋滞・混乱を避けるため、あらかじめ非常時駐車場を確保しておく、ご利用者に周知しておく。

園舎の被害ごとの対応

① 建物に異常がない場合

- 最も安全とされる教育・保育室一か所に参集して待機する。
- 緊急事態であるため、園児は所持品を持たずに降園する。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

② 火災が発生した場合

- 園児を第一避難所、第二避難所等、安全な場所へ避難させる。
- 消化班は、初期消火に努める。
- 停電等で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備、ハンドマイクを利用する。
- 避難が終了したら直ちに分担に従い、園児の掌握やけがの程度等を確認する。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

③ 建物が損壊した場合

建物が損壊するような地震の場合は、園児の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想される。また、けが人が多く発生されることも予想されるので、特に次の事項に注意する必要がある。

- 火災が発生しなければ、園児の人員（名前）やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、安全経路を確認しつつ、順次避難場所に避難誘導させる。
- 建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散していることが多い。また、避難中に余震等により、割れたガラスが落下するといった危険性も考慮しておく。
- 園舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認する。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

④ 建物が倒壊した場合

被害状況が著しいので、園児の安全確保のため、大至急、脱出しなければならない。

- 園長は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。
避難後は、すぐに人員の掌握を行う。
- 被害状況の把握を行う。管理職を含む複数の職員で園舎内を巡視するが、目的は残留している園児の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家（応急危険度判定士等）にゆだねる。
- 崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認する。
- ガラスは、ものの高さ1/2の距離まで飛散する可能性がある。園舎の高さを確認し、園舎に隣接する場所等、園庭の危険個所を把握しておく必要がある。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

⑤ 液状化現象が発生した場合

- 園長は状況を把握し、必要に応じて速やかに避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。
避難後は、すぐに人員の掌握を行う。
- 被害状況の把握を行う。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

⑥ 津波が発生した場合

- 園長は状況を判断し、必要に応じて速やかに屋上に避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。
避難後は、すぐに人員の掌握を行う。
- 被害状況の把握を行う。
- ※アからカの項目に沿って、迅速に対応する。

2 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

(1) 防災上、必要な設備等

区分	設備等
消火	消火器、火栓、水槽、水バケツ
避難・誘導	非常灯、非常袋、ラジオ、ハンドマイク、トランシーバー 懐中電灯、ヘルメット、サークルカー
医薬品	救急薬品
生活維持	非常食、飲料水、カセットコンロ、毛布、ビニールシート テント、ロープ、簡易トイレ（紙オムツ）

※備蓄品は、別紙4の「防災備蓄品一覧表」で、管理する。

(2) 火災・転倒等の予防対策

区分	該当施設	確認事項
ガラス 蛍光灯	教育・保育室 廊下、ホール 事務所等	・割れて飛散しないか。
ロッカー、靴箱	玄関 テラス 事務所等	・転倒したり、移動していないか。
ガラス器具	給食室	・転倒、落下し破損することはないか。 ・容器の多段積みは、していないか。
薬品類 医薬品類	保健室	・収納庫棚は、転倒してないか。 ・混合発火を避けるため、薬品庫は種類別に収納しているか。 ・危険性の高い薬品類は、薬品庫等に収納しているか。 ・自然発火性の薬品類には、保護液を十分満たしてあるか。
ガス	給食室	・元栓は閉めているか。 ・ガス管は老朽化していないか。 ・ボンベが転倒することはないか。
食器類	給食室、事務所	・転倒、落下し、破損することはないか。
油類	給食室	・転倒、落下し、流失することはないか。
コンピュータ	事務所	・落下したり、転倒したりしないか。 ・移動したりしないか。
ピアノ	教育・保育室	・移動したりしないか。
金庫	事務所	・移動したりしないか。

(3) 防災体制チェックリスト

No.	内 容	
1	学校安全計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか。	はい・いいえ
2	より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	はい・いいえ
3	地震発生時のこども園の対応について、職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	はい・いいえ
4	夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	はい・いいえ
5	地震発生時における職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	はい・いいえ
6	連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	はい・いいえ
7	職員が、園内の避難経路、園児の避難集合場所を理解しているか。	はい・いいえ
8	補助事業「地域子育て支援拠点事業」「トワイライトステイ」「放課後児童クラブ」との連携を図っているか。	はい・いいえ
9	非常持ち出しする重要書類を把握すると共に、持ち出す役割の者を決めているか。	はい・いいえ
10	防災地図（ハザードマップ）など、地域の実情を把握しているか。	はい・いいえ

第3部 津波対策・風水害対策・雷災害対策

第1章 こども園における日常の対策

1 現状把握

こども園立地の地理的特徴による危険性の把握

認定こども園OURS（千葉県鴨川市広場字東池田1726番地1）

鴨川市が作成した「鴨川市防災マップ」（令和4年3月作成版）において、災害のハザードは低い。災害時要援護者関連施設として指定されている。

第2章 津波・風水害・雷災害時におけるこども園での対応

1 登園前、登園後で対応

鴨川市に次の警報が発表された場合、こども園では、園児の安全を最優先した防災対策を講じ、保護者への指導、周知について十分な配慮を行う。

（1）登園前に「津波警報」「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「暴風雷警報」が発表された場合

ア 午前6時の段階で鴨川市に上記の警報が発表継続中の場合、園長、監督職が対策本部を設置し、対応を協議、各家庭に連絡をする。早番の職員が上記の警報の発表に関わらず、園長への報告を要すると判断した際は、園長へ報告する。

イ 戶外活動が計画されている場合は、延期または中止とする。ただし、遠足などの目的地においては、上記の警報が発表されておらず、出発を遅らせるなどの措置をとることで安全を確認できる場合は、園長の適切な判断により実施される。

（2）登園後に「津波警報」「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「暴風雷警報」が発表された場合

教育・保育中に、上記の警報が発表された場合は、こども園や地域の状況、行政への指導に応じて、園長が適切な処置を講ずる。

《参照》

別紙1「気象庁発表の気象注意報・警報の種類」

2 こども園の施設管理者としての対応

(1) 施設管理者としての事前対応

園長は、風水害時の災害を未然に防止するために、園舎内外の危険箇所を点検し、必要な処置を講じる。

落雷の予防対策として、施設内の屋外アンテナ、電灯線、電話線につながるテレビ、パソコン、携帯電話の充電などのコンセントを切るなど処置を講じる。

(2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管

園長は、重要書類、文書、教材備品類等の安全保管および非常持ち出し袋の準備をし、被害を最小限にとどめる。

(3) 給食施設の前対応

ア 移動可能な機械器具類及び取り外し可能な電気器具を安全な場所へ移動させる。

イ 在庫物資、防災備蓄品を安全な場所へ移動させる。

(4) 衛生管理体制の確保

ア 自衛防衛組織の救急班、感染予防委員会は、こども園における衛生管理の徹底を図る。

イ 警戒警報等の発表があった場合は、自営消防組織の救急班、看護師は、消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行う。

3 事前の対応

(1) 事前情報収集と早期対策準備

ア 大型台風の接近時には、気象庁の発表の台風情報などに十分留意し、あらかじめ接近した場合にどのように対応するかについて、市役所の担当者と十分に情報交換を行い、その危険性が高い状況に至ったときに、早期に対応がとれるよう対策準備をする。

イ 各種警戒警報が発表された場合は、気象庁の発表内容を十分把握し、その危険性と影響を予測し、園長は適切な対応がとれるよう対策準備をする。

(2) 人命の安全

登園時、教育・保育中、問わず、各種警戒警報が発表された場合は、園長は、室内待機または屋外避難の最善の方法を意思決定し、人命の安全を確保する。

落雷の予想がされる場合は、速やかに屋内へ避難する。園外活動において、落雷の危険性がある場合は、園長の指示なくとも速やかに活動を停止し、可能な場合は屋内への避難をする。自動車内は安全性が高いため、窓を閉めた車内に避難する。

《参照》

別紙2「落雷の危険な場所」

(3) 施設の安全点検実施

台風の接近時、各種警戒警報が発表された場合は、園長は、事前に施設内外の点検を行い、強風により飛ばされるものはないか、大雨により床上浸水防止の砂袋などの安全点検を行う。

また、工事中についても、事務部門は、請負業者と連絡をとり、暴風雨による被害を事前に防止するための対策を講じさせるなど、警戒に当たる。

(4) 施設に被害発生の恐れがある場合の対策本部の設置

ア 対策本部は、園長・監督職によって構成される。

イ 対策本部は、予防及び災害現場、事後処理において、指示命令系統の中核としての役割を持つ。

ウ 対策本部での決定事項、判断事項は、速やかにこども園の組織図を使って指示命令が下される。また、夜間・休日等において、施設に被害発生が生じたときは、近隣住居職員による動員要請等の指示命令が下される。

第3章 こども園が被害を受けた場合の対応

1 津波・風水害・雷災害時の応急対応

被害を受けた場合は、対策本部は、速やかに被害状況等を確認し、鴨川市役所子ども支援課担当者へ報告する。

2 園児の措置と応急復旧処置の実施方法

(1) 応急復旧等の措置

ア 園長は津波・風水害・雷災害時の状況に応じ、園児の安全確保を優先した適切な措置をとる。

イ 園長は、被災の状況を考慮し、応急措置、復旧措置ともに可能な範囲で教育・保育活動の実施を図る。

ウ 対策本部を中心に、二次的被害の防止に努める。

(2) 復旧計画

復旧が中長期的にかかる内容である場合は、対策本部は、速やかに復旧計画を立案し、保護者及び関係各所へ報告をする。

(3) 避難解除

対策本部は、被害の状況と復旧状態により避難及び対応の解除を行う。

別紙1 「気象庁発表の気象注意報・警報の種類」

種類	状況	基準
大津波警報	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれると予想される	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合
津波警報	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生し、人は津波による流れに巻き込まれると予想される	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される	1時間 50 mm 3時間 80 mm
洪水警報	大雨・長雨・融雪等の現象により、河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与えるなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される	24時間 150 mm
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される	積雪 20 cm
暴風警報	平均風速がおおむね20 m/sを超え、重大な災害が起こるおそれがあると予想される	25 m/s (平均風速)
津波注意報	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆すると」予想される	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合
大雨注意報	かなりの降雨があつて、浸水（洪水、高潮によるものを除く）山・がけ崩れなどの被害が予想される	1時間 30 mm 3時間 50 mm 24時間 90 mm
洪水注意報	大雨・長雨・融雪等の現象により、河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与えるなどによって災害が起こるおそれがあると予想される	1時間 40 mm 3時間 70 mm 24時間 120 mm
大雪注意報	大雪によって被害が予想される	5 cm
強風注意報	平均風速がおおむね10 m/sを超え、主として強風による被害がおこるおそれがあると予想される	13 m/s
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関などに著しい支障を及ぼすおそれがある	陸上100 m
雷注意報	落雷などにより被害が予想される	
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される	最小湿度25% 実行湿度50%
竜巻注意報	積乱雲の発達とともに突風や竜巻が発生し、死者がでるおそれがある	

別紙2 「落雷の危険な場所」

- ・高さ5 m未満の物体（樹木・岩など）の周囲
保護範囲がなく、かえって危険（側激雷による死亡事故が多い）
- ・高さ5～30 mの物体（樹木、建物、ポール、電線、電柱）の保護範囲外
物体から4 m未満の位置（側激雷による死亡事故が多い）
物体のてっぺんを見上げる角度が45度未満
- ・高さ30 m以上の物体（構想建築物、クレーン、煙突、高圧鉄塔）の保護範囲
物体から4 m未満の位置（側激雷による死亡事故が多い）
物体から、30 m以上離れた位置
- ・林や森の中（林や森の入口付近も同様）
木の高さがわからず、保護範囲を目測するのが不可能。
葉や小枝を含むすべての樹木から4 m以上離れるのが不可能（2 m以上離れば、死亡に至る確率は低い）
- ・テントの中、ビーチパラソルの下
平地で姿勢を低くしている時より危険
ポールに落雷し、側激雷が襲う
樹木の間に張ったビニールシートの下で雨宿りは、厳禁
- ・屋根が布またはビニール製で出来ている自動車・列車
オープンカー、ゴルフ場のカート、ビニールで覆ったトラックの荷台は危険
- ・自転車・オートバイ
特に、雷雨の中、堤防上の道や農道を走行するのは自殺行為
市街地では電線の下を通れば危険性は減るが、その下だけの走行は出来ない
激しい雨も降るので、早めに降りて避難する
- ・開けたところ
山頂、尾根、堤防の上、河川敷、田畑
海岸、海上、湖上（水泳・サーフィン・ボート・水上オートバイ・避雷針のないヨット・漁船）
グラウンド、テニスコート、ゴルフ場、屋外プール、屋根のない観客席

別紙2 付属書「竜巻の危険性」

- ・発達した積乱雲の接近の予兆

真黒な雲が近づき、周囲が急に暗くなる
雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
ひやっとした冷たい風が吹き出す
大粒の雨やひょうが降り出す

- ・身の安全を確保するためには、早めの避難をする

人が大勢集まる屋外行事
テントの使用や子ども、高齢者を含む屋外活動

- ・身を守るための行動

頑丈な建造物の物陰に入って体を小さくする
屋外では、物置、車庫、仮設建築物の中は危険
屋内では、家の一階の窓のない部屋に移動する
窓やカーテンを閉める
窓から離れる。大きなガラスの下や周辺は大変危険
電柱や太い樹木があっても倒壊することもあり、危険
屋内では、丈夫な机やテーブルの下に入るなど体を小さくして頭を守る

別紙3 「クライシスマネジメントフロー図」

フロー	作業手順	担当者	配慮事項・主なポイント	参考文書/記録物
1 対策組織 構築と初 期対応	アクシデント 発生の発見	発見者	1. 発見者は、冷静にアクシデントを受け止める。 2. 発見者は速やかに複数で対応できる体制を考え援助を求める。	
	第一報	発見者	1. 第一報を園長へ報告する。 2. 園長が不在または緊急度合いに応じて身近な監督職またはTLに報告をする。 3. 監督職またはTLが報告を受けた場合は、園長へ速やかに報告をする。	
	搬送の要請	発見者 または 援助者	1. 発見者また援助者は、緊急性に応じて、組織内の報告を飛ばして、救急搬送の手配をする。 2. 身近に看護師がいれば看護師の援助を受ける。	
	対策本部の設置 1次処置	園長	1. 報告を受け、アクシデントの重大性に応じて＜対策本部＞の設置をする。 2. ＜対策本部＞は、園長が本部長、全監督職、関連する部署のTLにて構成する。 3. 1次処置の指示	
	1次処置	現場	1. アクシデントの最小限化をはかるため、処置をする。	
	搬送及び搬送 の準備	通報者 負傷者 付添 援助者 複数 看護師 誘導者	1. 発見者また適切な人物は、救急搬送の手配をする。 2. ＜救急車の依頼：119番通報＞ 3. 「こちらは、 <u>住所</u> 認定こども園OURSです。 <u>状態</u> 救急車の要請をいたします。」 4. 負傷者の現場での処置について、消防署についでないだ電話で指示を仰ぐことができる。負傷者にはできれば2名の付添で待機する。 5. 身近に看護師がいれば看護師の援助を受ける。 6. 援助者また通報者は負傷者が園児の場合、保護者様へ連絡をする。 7. 誘導者は、救急車が園内に入ってくるのを誘導する。サイレンが聞こえた段階でできれば幹線道路まで出て待機、園内の停止場所の誘導も必要。	
1次処置	現場担 当者	1. 現場担当者は、アクシデントの全体像を把握し、その他の負傷者の確認。 2. アクシデントそのものを処置する。悪影響を最小限度に食いとどめる。 3. 状況を把握したら、継続的に対策本部へ報告をする。		
・顧客関係機関 への報告 ・顧客問合せ窓 口の対応 ・マスコミ、行	園長 対策本 部 事務部	1. 状況が把握できた段階で、対策本部は、顧客・関連機関への報告文書を作成。(口頭で報告する場合も、文書を作成する※報告が一転二転差異が生じないよう、報告時のトラブル防止のため文書を作成し手元に置いて報告をする) 2. 顧客の問合せ窓口の設置(対策本部で責任分担を決定する)		

	政、警察、消防署等の対応	門	3. 第一報から行政の再度の問合せやマスコミ、警察、消防書等に対する会見や取材がある場合、園長が対応する。質疑に対する返答が、一転二転差異が生じないよう、これも事前に文書を作成する必要な記録データを用意し、対応する。	
2 緊急対応	園内の対応	現場担当者	1. 対策本部の指示を受け、臨機応変に対応する。 2. 従来の業務分担を超えた対応をすることもある。	
	顧客からの情報収集及び対応	顧客窓口	1. 顧客窓口（対策本部）は、必要に応じて24時間体制で情報を収集または不安や質問に対する対応を行う。 2. その際は、これまでの報告文書をもって対応する。 3. それぞれの質問などは、「受付表」をもって問合せ履歴を記録する。	緊急時受付表
	影響範囲の状況について報告	現場担当 対策本部 園長	1. 現場担当は、継続的に状況を報告する。 2. 状況を把握した対策本部では、継続的に対応を決定し、園長より指示をする。	
	進捗管理	対策本部	1. 対策本部は、緊急処置が終了した段階で、影響範囲が拡大している部分についての対応をはかる。 2. また、さらなる影響範囲が増大しないための処置をとる。	
	二次対応	園長 現場担当者	1. 園長は二次対応の指示を迅速かつ適切に構成し指示をする。 2. 現場担当者は、指示に基づき二次対応の実施。	
	確認	対策本部	1. 対策本部は、実施した対応策が効果的であったか、確認する。 2. 時期をみて、アクシデントの影響範囲が今後もないことを確認した段階で、終息に向ける。	
	終息宣言	園長	1. 園長は終息の状況を確認した後、終息宣言をする。 2. 終息宣言は組織内外に告知する。	
	3 是正予防 4 監視 5 評価			

本マネジメントシステムフローは、次の緊急時に運用します。

教育・保育中、または園外活動中の重大なアクシデント、大規模災害、食中毒集団発生、園児の身体生命に関わる交通事故の発生、施設内集団感染など

別紙4

防災備蓄一覧表（3階保管）

- ・6月、9月、12月、3月点検
- ・毎年4・9月は、備品見直し
- ・使用（賞味）期限切れのものは、入れ替える

2023年度

用品	使用（賞味）期限	個数	6月	9月	12月	3月
非常食備蓄ご飯	500人分×3回食分					
おいしい防災食						
防災離乳食						
防災おやつ						
5年保存水						
防災用ミルク沸かしセット 20回分		3ケース				
粉ミルク「はぐくみ」		2				
アレルギー用ミルク エレメンタルフォーミュラ		1				
シルコット除菌ウエットティッシュ		3ケース				
アルコール消毒液		3ケース				
キッチンハイター		2ケース				
常備用ホッカイロ（5年保存）30個		5パック				
紙おむつ（S/M）男子更衣室保管						
手袋 M・L		2ケース				
エプロン		1ケース				
ゴミ袋 45L 100枚		2				
ランタン		7				
ブルーシート 3.6m×5.4m		15				
ロープ 20m		6				
防水シート大判タイプ		3パック				
吸水シート 105枚入り		1パック				
ガムテープ		5巻				
養生テープ		10巻				
ホイッスル						
電池（単一・単三）						
マスク（園児・職員）						

5年保存水 2L 1箱6本入り		10 ケース				
救急セット		1 セット				
工具セット		1 セット				
ティッシュ		1 ケース				
トイレトペーパー		5 パック				
ハンドソープ		1 箱				
防災トイレ ケアパック 20 枚		15 パック				
点検日			/	/	/	/
点検者						